平成２５年（フ）第１２０号
富山市高屋敷823番地15　市営住宅９棟303号、前住所石川県羽咋郡志賀町上野ロの120番地
債務者　戸田　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３号
山口県周南市花陽１丁目17番８号フランソワハイツ２－Ｇ号、前住所山口県岩国市周東町下久原641番地７
債務者　原　　晴夫
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５５１号
名古屋市北区西味鋺４丁目557番地　市営西あじま荘Ｔ８棟301号
債務者　佐々木由香
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８７７号
名古屋市東区徳川２丁目８番５号　レジディア徳川203号、住民票上の住所名古屋市中川区野田３丁目111番地の１
債務者　鳥開栄東店こと　高野　友晴
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４０号
名古屋市港区善進本町327番地　ユートピアⅡ305号
債務者　戸田　　由（旧姓船附・井戸）
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２２０号
名古屋市西区大野木２丁目262番地　メゾン・ド・フルール三番館103号、従前の住所名古屋市守山区脇田町1308番地　ユーハウス大森９－Ｂ号
債務者　鍋田　重雄
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７６号
熊本市北区植木町大和55番地12
債務者　廣瀬　勝也
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８２号
山口県防府市大字牟礼1010番地　市住21棟5531号、前住所山口県防府市鞠生町９番１－403号　市住19棟223号
債務者　國重　征治
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６９０号
大阪府高槻市富田町１－７－12　井前方、住民票上の住所大阪府藤井寺市大井５丁目３番４号
債務者　谷　　由美
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１１４号
大阪府東大阪市東山町１番８号　ネイティブプレイス202
債務者　加藤　和枝
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２３５号
大阪市旭区清水１丁目18番25号
債務者　西野　孝司
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２５１号
大阪府門真市常称寺町16番１－611号
債務者　新谷　和也
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３８０号
大阪府大東市灰塚４丁目７番22号　コーポ泰山205号
債務者　田中みゆき
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５７９号
大阪府枚方市御殿山町１番15―21号
債務者　山下十三子（旧姓浦川・松井）
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２号
北海道室蘭市本輪西町５丁目36番８号
債務者　木村　　潤
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
北海道室蘭市本輪西町５丁目36番８号
債務者　木村利津子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係